

# ベトナムの知的財産制度の現状と展望

—イノベーションシステム貢献への期待—

## Vietnam Intellectual Property System; Its Impact on Innovation System of Vietnam



渡部俊也\*

Toshiya WATANABE



豊崎玲子\*\*

Reiko TOYOSAKI

**抄録** 知的財産法を2005年に制定し、2006年にTRIPS協定に加盟したベトナムについて、その知的財産制度の概要（特許及び商標法）と、これらの制度がイノベーションシステムに果たす役割と見通しを論じた。

### 1. はじめに

ベトナムはインドシナ半島の東岸に、南シナ海に面して北を中華人民共和国、西をラオス、カンボジアと国境を接する329,560km<sup>2</sup>、人口も約8,520万人（2007年）で、日本と面積、人口ともやや小さいが同程度といえる。1986年以降、市場経済の導入と対外開放を柱とするドイモイ（Đổi mới）政策の導入以降ベトナム経済は急速な発展を遂げた。日本との関係では、東西冷戦終結後世界に先駆けて経済協力を1992年より再開して以降、日本はベトナムにとって最大の援助国となっている<sup>1</sup>。

日本企業にとって、比較的安定した政治体制でありカントリーリスクが低いことに加え、豊富な鉱物資源や食糧、豊富な労働力（特に人口の50%が20代以下という若い人口構成を有していること）など、日本と補完関係にあると考えられていることや、対日感情も良好であるとされることから、中国に続く投資先として有望視されてきた<sup>2</sup>。

特に2007年1月WTOに加盟により今後の発展が期待されており直接投資額は飛躍的に増大した<sup>3</sup>。日系企業の進出も盛んで、キャノン、松下、ホンダ、トヨタ、富士通、日本電産、三洋、マブチモーターなど企業数は500社を超えている<sup>4</sup>。2007年まで、消費者物価上昇率が10%を超えることの懸念材料を除けば、実質GDP成長率の増加、失業率の低下など経済は堅調である<sup>5</sup>。

2008年9月15日のリーマン・ショック以降の世界的景気減速の影響は、ベトナムの輸出額全体の約20%近くを米国が占めることから（特に繊維製品が多く、07年で全体の44.3%）、経済成長の減速は避けがたい。しかしベトナム通貨は為替水

\* 東京大学 先端科学技術研究センター 教授  
Research Center for Advanced Science and Technology,  
The University of Tokyo, Professor

\*\* 豊崎国際特許商標事務所 弁理士  
Toyosaki & Associates, Patent Attorney

準維持のため絶えず政府の市場介入が続けられていることもあり、他国に比較すると安定した推移である<sup>6</sup>。このようなことから、2008年2月時点ではベトナム政府は、その影響はさほど大きくないとの発表を繰り返している<sup>7</sup>。

ベトナムの知的財産法はかつて、民法典と知的財産関連デクレ（政令）の二重体制を特徴としていた。もともとベトナム民法典は、経済協力再開以降、JICA 長期専門家派遣による日本の法整備支援が1994年に始まってから2年後の1996年になって、初めて施行されたものであるが<sup>8</sup>、この民法典に知的財産および技術移転についての規定があり、これに加えて科学技術省傘下のベトナム特許庁(National Office of Intellectual Property of Vietnam, 以下「NOIP」と称する)が管轄する工業所有権デクレ、文化情報省が管轄する著作権デクレなど複数のデクレが存在していた。

これに対してベトナム改正民法共同研究会の日本側チームは、①知財侵害は時として刑事罰や行政罰の適用を受けるがこれに関する規定が民法典に含まれるのは体系的に疑問②登録手続きなどの詳細は膨大になり民法典になじまない③知財の規定は条約等との関係で頻繁な改正が予想されるが、民法典が頻繁に改正されるのは望ましくない、④知財重視を国際的に訴えるために独立させる、などから知的財産法典としての一本化が望ましいとの意見表明を行っている。このような経緯を経た後、知的財産各領域（特許、著作権、商標、種苗等の領域と、半導体チップ、地理的表示、営業秘密等の TRIPs の新保護領域）のデクレ等の一本化が、222カ条（6部18章）から成る知的財産法典の成立によって実現した（2005年11月29日）<sup>9</sup>。

知的財産に関する国際条約の面でも、現在ベトナムは、TLT 条約以外の主な知財の国際条約（TRIPs 協定、PCT 条約、Paris 条約、マドリッド

プロトコル、ベルヌ条約）に加盟しており ASEAN 諸国の中でも積極的である。

ベトナムの知的財産の情報化システムも2000年以降の JICA の協力事業として日本が支援して行われている。この結果事務処理情報化システム（IPAS : Industrial Property Administration System）が本格的に稼働を開始し、またインターネット経由の電子図書館の一般向けサービス（[http://iplib.noip.gov.vn/IPDL\\_EXT/WEBUI/WLogin.php](http://iplib.noip.gov.vn/IPDL_EXT/WEBUI/WLogin.php)）が実施されている。この電子図書館システムでは、ベトナム語で記録された発明の名称等の情報を外国人向けに自動翻訳システムを使って英語化するというユニークな機能があるなど、日本の援助がベトナムの知的財産インフラ整備に成果を上げている<sup>10</sup>。

現在ベトナムでの知的財産の出願は意匠を中心に急激に増加している（図1～3）。特許においても出願数は増加しているが外国人の出願が依然として多い。政府は企業や大学、公的研究機関の知的財産への取り組みを積極的に支援していることから、今後の知的財産の国内からの出願も増加が予想される。知的財産関係の事務所もウェブ上で確認できる数として50を超える事務所が活動している<sup>11</sup>。

このような制度整備が急速に進められたことで、知的財産の一定水準の保護が期待できる状況になりつつあるとの意見<sup>12</sup>がある一方、知的財産に関する多くの問題が指摘されている。第一に深刻な模倣品被害の問題が継続していることである。意匠・商標を中心に食品や化粧品、バイクなどで顕著であるといわれる<sup>13</sup>。国民全体での知的財産の意識水準も低く、知的財産関連の業務に従事する人材も少ないことが原因であると考えられる。

もとより発展途上国がどの程度知的財産の保護を強化するかは、国際的な枠組みの中での考慮が

図1 ベトナムの特許出願数推移

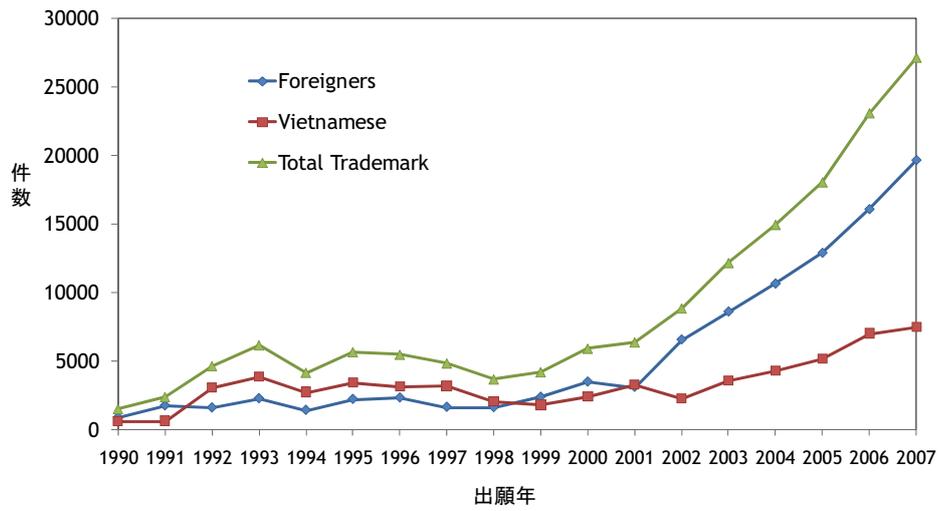


図2 ベトナムの商標出願数推移

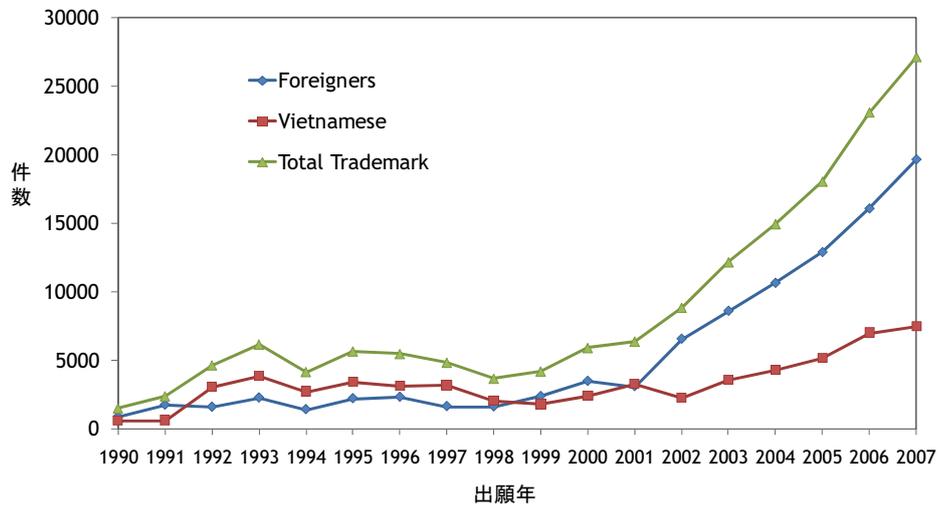
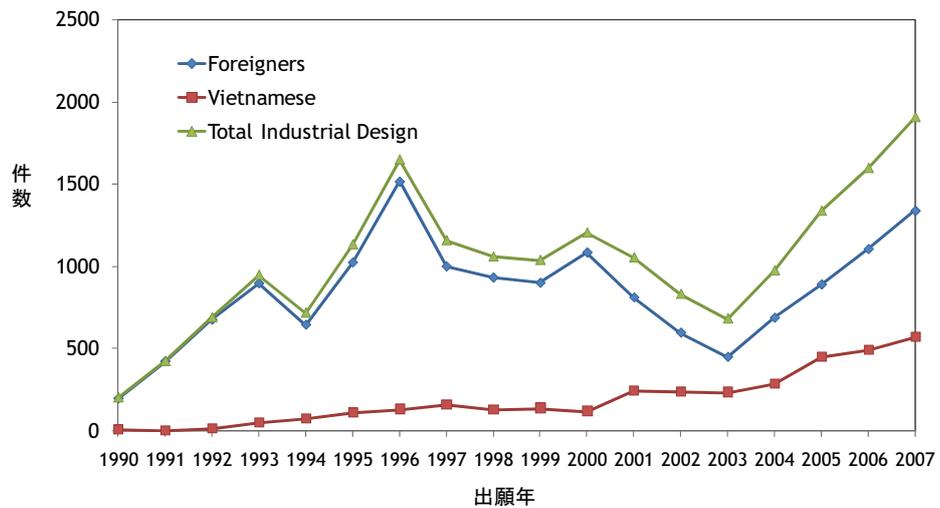


図3 ベトナムの意匠出願数推移



必要であると同時に、その国家自身のイノベーションにどの程度貢献するのかといった観点からも検討されるべきである。その点先進国において、知的財産の保護の影響に関する研究は多く、その知見も豊富であるが、発展途上国における影響についての研究は少ない<sup>14, 15</sup>。このことを考察するためには、各国の知的財産制度を正確に把握し、その導入の実態を丁寧に観察することで判断していくことが重要である。

本論文では、このような視点をふまえ、ベトナムの現在の知的財産制度を発明の保護と商標を中心に概観し、これらの知的財産制度がベトナムのイノベーションシステムに将来どのような影響を与えていくのか、そのためには知的財産制度の運用はどうあるべきなのかといった点について若干の考察を加えたものである。

## 2. ベトナム新知的財産法

### (1) 概要

ベトナムの新知的財産法(以降新知財法と呼ぶ)

は、著作権、著作隣接権、産業財産権（発明、意匠、半導体集積回路の回路配置、商標等）、植物育成者権を対象とする法で、2005年11月に国会可決後、2006年7月1日より施行された。知的財産法は、前述したように1996年以降、民法に規定されており、施行規則は、多岐に亘る政令、省令、指令等に分散していたが、この新知財法によって、一つの法律として体系化されるに至った。この新知財法制定によって、TRIPS協定に準拠することとなり、ベトナムは2006年TRIPS協定に加盟した。新知財法は、全5部構成、222条よりなり、発明、工業意匠、商標等は第3部に規定されている。発明（特許および実用新案）、工業意匠、商標の各登録手続に関する規定は、共通する部分については共通規定として、個別的な規定はそれに追加する形で法令化されている。新知財法の各部の条文と対応する規則・指令の関係を表1に示す。なお、新知財法に規定されていない知的所有権関連の民事紛争については民法が適用されるが、新知財法と他の法律の間に齟齬がある場合には、新

表1 新知財法と関連規則・指令

知財法(2005/7/1発効) (No.50/2005/QH11)		政令・指令	発行日	内容
第1部	総則	→ DECREE No. 105/2006/ND-CP	2006/9/22	手続に関するガイドライン
第2部	著作権及び隣接権	→ DECREE No. 100/2006/ND-CP	2006/9/21	民法と著作権関連のガイドライン
第3部	工業所有権	→ DECREE No. 103/2006/ND-CP	2006/9/22	工業所有権に関するガイドライン
		→ CIRCULAR No. 01/2007/TT-BKH&CN	2007/2/14	DECREE No.103の改訂版
		→ Notification No.3864/TB-SHTT	2008/7/31	マドリッド協定に関するガイドライン
第4部	植物品種に係る権利	→ DECREE No. 104/2006/ND-CP	2006/9/22	植物品種に関するガイドライン
第5部	知的所有権の保護	→ No. 04/2008/PL-UBTVQH12	2008/8/1	行政罰に関する規則
		→ JOINT CIRCULAR No. 02/2008/TTLT-TANDTC-VKSNDTCBVHTT& DL-BKH&CN-BTP	2008/4/3	紛争解決に関する指令
知財に関するその他の政令・指令		発行日	内容	
REGULATION ON DATA SECURITY OF DRUG REGISTRATION RECORDS		2006/9/30	薬品登録データの公告に関する規則	
DECISION No. 30/2006/QD-BYT		2006/9/30	薬品登録記録のデータ管理に関する規則	
DECREE No. 106/2006/ND-CP		2006/9/22	ドメインに関する保護	

知財法が適用される（5条）。ベトナム新知財法の定めるところは、概ね日本法と類似しているが、いくつか特徴的な制度も見受けられる。以降ではベトナム新知財法のうち、特許と商標に関する規定を概説する。

## (2) 発明の保護に関する規定

### ① 発明の定義

新知財法は「発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である」（4条（12））と規定する。新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有するものについては特許発明として保護され、公知ではない発明であって、新規性、産業上の利用可能性を有するものについては「実用新案特許」の対象となる<sup>16</sup>。したがって、方法の発明であっても実用新案特許となり得る。他方、発見、科学的理論、植物・動物品種、数学的方法が保護対象から外れるほか、ゲーム、コンピュータプログラム等も発明としての保護を受けることができない<sup>17</sup>。

人および動物の診断・治療方法についても特許発明の対象とはならないが、取扱方法については発明の対象となり得ることから「患者に対する化合物Aの投与による病気Xの処置方法」は特許発明となりえないものの、「病気Xに用いられる薬剤の製造に用いられる化合物Aの使用法」であれば特許発明となり得る<sup>18</sup>。

### ② 特許を受ける権利を有する者

発明者は特許を受ける権利を有するが、当該発明が職務発明の場合、創作者に対し、資金や物的施設を職務割当あるは雇用形態で投資した組織又は個人が特許を受ける権利を有する<sup>19</sup>。また、国家予算からの資金・施設を利用することによって創作された発明の場合には、政府が特許を受ける

権利を有する<sup>20</sup>。特許権の共有は認められるが、当該権利の行使には、全員の合意が必要となる<sup>21</sup>。なお、特許権者と創作者が異なる場合、別段の合意がある場合を除き、創作者に対し、特許権者は報酬の支払いが義務付けられている。新知財法では、具体的な報酬の額として、特許発明の使用から得た利益の10パーセント、あるいは、ライセンス付与時に特許権者が受領した金銭の15パーセントの支払いが義務付けられると規定されている<sup>22</sup>。

### ③ 登録要件

新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有することが特許要件とされる<sup>23</sup>ほか、単一性の要件、書面の方式的要件を満たすことが必要とされる<sup>24</sup>。なお、クレームの記載は、ジェプソン・クレーム形式が好ましいとされている。ただし、アメリカとは異なり、前段部分に発明の新規事項が記載された場合に問題となるような規則は設けられていない<sup>18</sup>。

ベトナム国内外にて公然開示されていない発明は、新規性を有し、また国内外において、使用・書面若しくは口頭での説明等による手段により既に開示されている全ての技術的解決に基づいて自明でないかぎり、進歩性があると判断される。

新規性・進歩性を判断する際には、少なくとも、NOIPに出願された特許出願であって、当該出願の出願日（あるいは優先日）以前に公開されたもの、および外国特許庁（あるいは他の機関）に出願された特許出願であって当該出願の出願日（あるいは優先日）前25年間に公告されたものが必須の調査対象資料とされる。さらに、ベトナム国立科学技術情報センター（National Center for Scientific and Technological Information）に蓄積されている資料も可能な限り参照される<sup>25</sup>。

従前「新規性喪失の例外」の適用は「意に反し

て公開された場合」のみに限定されていたが、新知財法により、「科学的な発表の形式にて公開された場合」「ベトナム国内博覧会または公認の国際博覧会にて公開された場合」も認められることとなった<sup>26</sup>。

#### ④優先権

新知財法の下では、国際条約、二国間条約に基づく優先権主張が認められる他、ベトナム国内において正規になされた特許出願に基づく優先権主張、すなわち国内優先も認められる。さらに複合優先も可能である<sup>27</sup>。なお、ベトナムはPCT条約の加盟国であるためPCT出願も利用できる。手続の詳細については規則、命令等に規定されている<sup>28</sup>。

#### ⑤審査手続

特許審査プロセスの流れを図4に示す。特許出願は方式審査（応答期間は、1ヶ月で延長可）<sup>29</sup>、公開、実体審査（応答期限は2ヶ月、同期間を1回に

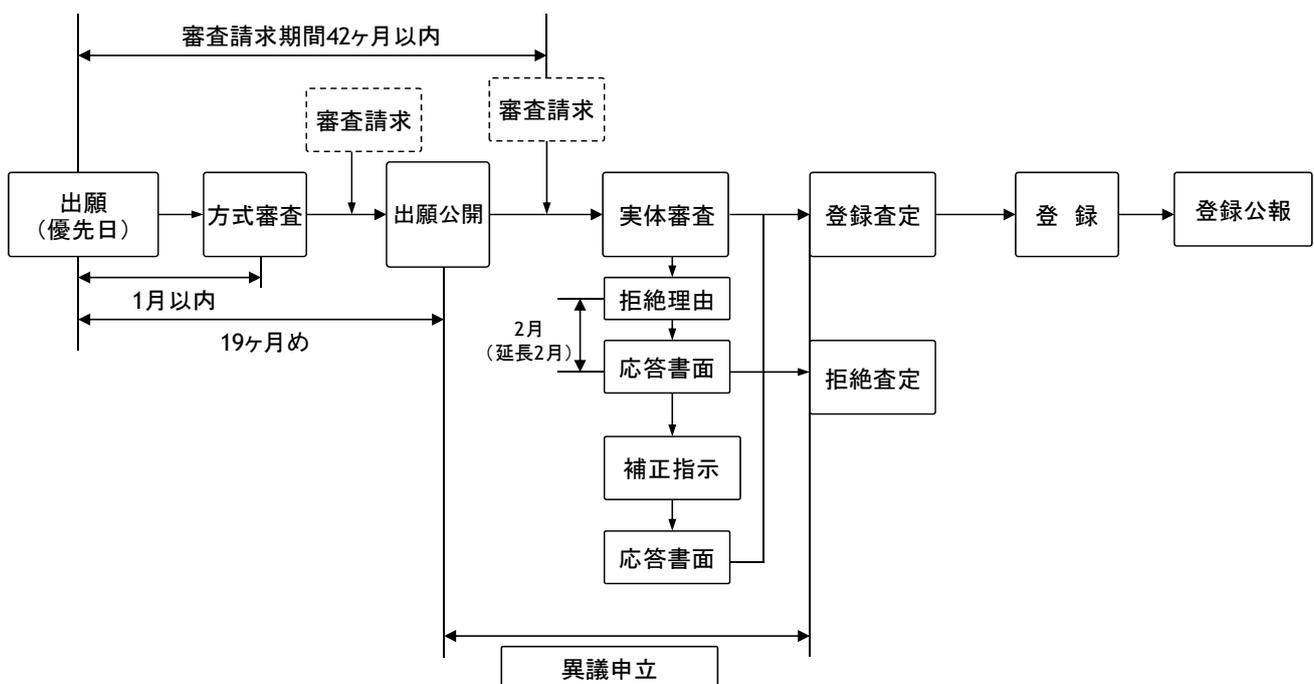
限って延長できる）を経た後<sup>30</sup>、拒絶理由がなければ、登録、公告される<sup>31</sup>。公開は、原則として優先日から19ヶ月以内、あるいは、出願が方式を経て受領された日から2ヶ月以内のうちいずれか遅い日にされる。ただし、出願人が請求した場合にはそれ以前に公開される<sup>32</sup>。審査請求期間は、出願日から、特許出願は42ヶ月以内、実用新案登録出願は36ヶ月以内とされ、出願人のみならず第三者による請求も可能である<sup>33</sup>。

優先権を伴う出願について、NOIPには優先国の調査情報や審査結果を使用することが認められているため、出願人はNOIPの要請あるいは自発的意思に基づき、他国における関連出願の調査結果や審査結果を提出することとなる<sup>34</sup>。

なお、公開後、NOIPが最終的な登録決定を出すまでの期間、第三者はいつでも異議を申立てることができる<sup>35</sup>。異議申立を受けた出願人は1ヶ月以内に応答書面を提出しなければならない。

なお、出願後、最終的な登録に関する決定がな

図4 ベトナムの特許審査のプロセス



されるまでの期間に亘り、出願人には、特許出願から実用新案への変更、出願分割の手続を取ることが認められている。

### ⑥特許権の効果および制限

特許権は、権利付与日に始まり、出願日から20年後に満了する<sup>36</sup>。存続期間の延長は理由の如何にかかわらず認められない<sup>37</sup>。なお、強制実施権に関する規定に基づき、国家の防衛、安全保障、人民の生存等、国家及び社会の利益を保証するといった目的の下、特許権者による権利行使が制限される場合がある<sup>38</sup>。

### (3)商標出願制度

ベトナムは、マドリッド協定およびマドリッドプロトコル加盟国であるため、権利の取得は、通常の国内商標出願に拠るほか、ベトナムを指定国とした国際商標登録出願を通じても可能である。

#### ①保護対象

商標登録の対象となるのは、立体図形、文字、語、絵柄、これらの組み合わせからなる標章であって、視覚的に認識されるもののみであり、単独の色彩のみ、音、匂い等は保護対象とはならない<sup>39</sup>。このほか省令には、公序良俗に反する標識は保護されない旨が規定されている<sup>40</sup>。

#### ②商標登録を受けることができる者

商品の生産・提供に携わる個人または組織は商標登録を受ける権利を有する。新知財法では、共同所有者全員によって、商標が使用される場合であって、かかる使用が消費者に出所混同を生じさせない場合に限り、複数人による権利の共有が認められる<sup>41</sup>。なお、従前は、共同出願人による出願は認められていなかった。

#### ③登録要件

識別力を有すること、類似する先行商標がないことを登録要件とするほか、「国旗、国章と同一または混同を生じるほど類似する標識」「ベトナムの組織、国際組織の機関等の名称、略称等、国際組織の証明印等と同一・類似の標識」「ベトナム内外の指導者、英雄、著名人の実名、別名、ペンネーム、肖像等と同一・類似の標識」、「消費者に品質誤認を生じさせる虞のある標識」に該当しないことが要件とされる<sup>42</sup>。

#### ④識別性の判断

新知財法74条「標章の識別性」にて、識別性を有しない標識に関する規定が設けられているほか、省令には、識別性を有しない商標として以下が例示されている<sup>43</sup>。

- A. ベトナム国民にとって馴染みのない言語（タイ語、日本語、中国語、アラビア語など）よりなる商標であって、識別力を有する他の構成要素と組み合わせられたものでないもの。
- B. 欧文字1字、数字のみからなる商標、2文字からなる商標で言葉として発音できないもの。
- C. 記憶されにくい程冗長な構成よりなる商標。
- D. 欧文字から構成される語であって、ベトナムにて広く使用された結果、識別力を失った語
- E. 商品・役務の慣用商標
- F. 商品・役務の品質、時間、場所、産地、等を表示する商標

なお、上記A～Cに該当する商標であっても使用によって後発的に識別力、すなわちセカンダリーミーニングを獲得したと判断される場合には、識別性を有するものとして、登録の対象となり得る。使用によって識別性を得たことを証するには、使用開始時期、使用の範囲、使用の程度等を説明しなければならない。台湾企業による商標「長寿」

(34類)の登録は使用による識別性獲得が認められた例の一つである<sup>44</sup>。

### ⑤類否判断

出願商標と先行する商標の類否は、構成、内容、観念、称呼、表現方法が同一、あるいは混同を生ずるほど類似するか否かによって判断される。これらのいずれかにおいて、消費者が、出願商標を先行商標のバリエーションのひとつであるかのように誤認するような場合、出願商標は先行商標と類似すると判断される。また、先行する商標が周知商標である場合、先行商標の音訳商標あるいは翻訳語商標も、先行商標と類似するものとされる<sup>45</sup>。なお、出願商標と類似する先行商標の権利期間が既に満了している場合であっても、原則として先行商標の権利失効から5年を経過したものでなければ、登録されない<sup>46</sup>。

### ⑥出願・審査手続

出願には、規定の様式に沿った願書、委任状(原本の追補可、認証不要)、商標見本、優先権証明(追補可)の提出が必要となる。なお、ニース協定に基づく分類に従った多区分出願が可能である<sup>47</sup>。

登録を受けようとする商標が、複数の要素からなる場合、各要素の意味についての明確な説明が求められている<sup>48</sup>。たとえば、色彩を含む商標では、色彩を特定しなければならない<sup>49</sup>、外国語を構成要素とする場合には、かかる語の翻訳および音訳を記載しなければならない。アラビア数字以外の数字(漢数字の「一」「二」など)は、アラビア数字に翻訳し、且つ「イチ」「ニ」と音訳するよう求められている<sup>50</sup>。

なお、同一所有者が相互に類似する複数の商標について出願する場合、連合標章としてのみ登録が認められる<sup>51</sup>。

方式審査を経て正式に受領が認められた出願は、公告後、実体審査に入る。拒絶理由に対する応答期間は2ヶ月間(延長2ヶ月可)、拒絶の最終決定に対しては、審判の請求も可能である。なお、第三者による異議申立は、公告日から登録証付与決定までの期間に亘って認められる。

出願人は、登録に関する最終決定が出るまでの期間認められており、商品の補正のみならず商標についても補正することができるうえ、分割出願も認められている<sup>52</sup>。

### ⑦商標権の効力

商標権は、商標出願日(優先日)から10年間有効であって、無限に更新できる。ただし、法的保護は登録日からのみ開始する<sup>53</sup>。商標権の効力は、いわゆる類似範囲にも及ぶ。法上、以下の行為は「商標の使用」に当たると明確に規定されている<sup>54</sup>。

A. 商品、商品の包装、営業の手段、事業活動におけるサービスや通信書類の提供の手段に保護された商標を付すること

B. 保護された標章を付した商品を流通・提供・広告・販売用に保管すること

C. 保護された標章を付した商品・サービスを輸入すること

なお、5年以上の継続的不使用は商標権取消の対象となり得る<sup>55</sup>。

### ⑧周知商標の保護

新知財法では、パリ条約6条の2に基づき、周知商標の保護規定を設けている。ここでいう周知商標とは「ベトナム全国に亘って広く知られた標章」である<sup>56</sup>。ただし、周知商標として認められるための特別な登録制度は存在しない<sup>57</sup>。周知商標か否かが争われる際に、新知財法75条に記載の基準、すなわち、消費者の数、売上高、販売数、営

業上の信用度、他国における登録保護の状況、周知商標として認められた国の数、譲渡あるいはライセンス価格等によって当該商標が周知か否か判断されるのみである<sup>58</sup>。

周知商標の所有者は、必要に応じて上記を証する書面のほか、国際博覧会への展示、当該商標の侵害事件に関する裁判所の判決、国内外機関、マスメディア等による商標の評価等を示すもの等の書類を提出し、自己の商標が周知商標であると認定するよう求めることとなる<sup>59</sup>。なお、民事訴訟の結果、あるいは NOIP において、周知商標として認定を受けた商標は、NOIP の周知商標リストに記録される<sup>60</sup>。

周知商標は、通常の商標と異なり、未登録であっても法律的保護を受けることができる。すなわち、周知商標と同一・類似の範囲に属する商標周知商標の希釈化を生ずる虞のある商標や周知商標の営業権の利用を目的とする商標についての第三者の登録は排除される<sup>61</sup>、周知商標と同一・類似標識、周知商標の翻訳、翻字の形態を使用する標章その他周知商標と出所混同を生じる虞がある商標の使用行為は、侵害とされる<sup>62</sup>。自己の未登録周知商標を商号の一部として使用された外国企業が、かかる商号の使用は、自己の商標権侵害であるとの NOIP の正式判断を元に、ベトナム国内企業に対し商号の使用を差し止めた事例も存在する<sup>63</sup>。

ベトナムでは近年、国内中小企業のブランド化戦略が盛んである。NOIP をはじめとする公的機関もその支援に積極的であり、中でも香水、化粧品製造販売会社である Saigon Cosmetic Corporation を模範企業としてたびたび取り上げている<sup>64</sup>。同社の商標「Miss Saigon」(3類：香水)は国内のみならず世界 43 カ国を指定国とする国際商標登録を受けており、ベトナムの代表的な周知商標とされている。ベトナム国内に現れた同社

の商標を模倣する第三者企業がホーチミン市の摘発を受けて刑事罰を受けた事例も見受けられる<sup>65</sup>。

#### ⑨団体商標制度

「標章所有者である組織の構成員の商品・役務を非構成員の商品・役務と区別するための標識」は、団体商標として<sup>66</sup>の登録が認められている。ただし、団体標章登録を受ける権利を有する者は、適法に設立された団体組織に限定される<sup>67</sup>、登録権者が、団体標章の使用に関する規約<sup>68</sup>の実施を監督しない場合や非効果的な監督を行った場合には、商標権の効力は失効してしまう<sup>69</sup>。

#### ⑩証明商標制度

従前、明確な保護規定のなかった証明商標について、新知財法は「出所・素材、原材料および商品生産方法または役務提供方法、当該商品・役務の品質、正確度、安全性またはその他の特質に係る特質を証明するために、組織、個人が自らの商品・役務に使用することをその所有者により許諾された標章」と定義<sup>70</sup>し、その法的保護を明確化した。証明商標について登録を受けようとする者には、その目的等を記載した書面の提出が求められる<sup>71</sup>。

#### (4)侵害に対する救済措置

ベトナムでは知的財産権の侵害に対し、民事的救済、刑事的救済および行政的救済措置を求めることができる。新知財法では、民事・刑事の救済適用は裁判所の権限、行政的救済の適用については検察庁、警察長、市場管理局、全レベルの人民委員会の権限に属するものと規定する<sup>72</sup>。なお、仮処分の申請には対象商品の商品価値の 20% 相当の金額あるいは、2000 万ベトナムドンの供託金が必要となる<sup>73</sup>。

従来、模倣品対策措置につき裁判所が効果的に機能し得なかったため、行政措置以外期待できなかった。しかし、新知財法の施行以降、裁判所の整備に力が注がれた結果、現在では、民事的救済あるいは刑事的救済措置が推奨されている。

### (5) 特許・商標出願の動向

特許実用新案出願は、圧倒的に在外人による出願が圧倒的に多い。他方、商標出願については内国民による出願が多い。行政は PCT 制度および国際登録出願制度の利用促進に熱心であり、とりわけ、マドリッドプロトコルを、ベトナム国内の中小企業の海外進出ツールとして推奨している。

2008年1月、NOIPは、日本のJICAの協力の下、電子出願環境の整備を目的とする「IPAS-Uプロジェクト」を発足した。当該プロジェクトは、2009年にNOIP・IP情報システムの実体業務を移行することを計画している<sup>74</sup>。IPDL（電子図書館）も2008年11月に最終版がリリースされ、NOIPのウェブページより使用できるようになった<sup>75</sup>。

## 3. ベトナムのイノベーションシステムにおける知的財産制度の現状

ベトナム政府は2000年に科学技術に関する制度的枠組みを定めた Vietnam Science and Technology (S&T) Law を制定、さらに The S&T Development Strategy to 2010、および Reforming S&T Management Mechanism in the period 2001 – 2005 を発表し、社会経済の発展のために研究開発と教育と産業をリンクさせる政策を発表し、イノベーション促進のためのさまざまな科学技術振興に力を入れている<sup>76</sup>。

ベトナム政府が最も期待し優遇税制措置を与えるなどを行って育成に努めてきた IT 関連企業は2007年で800社程度と推定される。中小規模の企業が多いなか、技術者100人超の企業も20社を超

えた (TMA, Pyramid, Global Cybersoft, FPT)。2007年ハードウェア市場規模28億ドル、ソフトウェア市場規模5億ドル、35,000~45,000人のプログラマーがいると推定されている。人材獲得競争も激しくなっており、これらのIT企業の中では企業が大学や専門学校を設立して人材獲得にあたらうとする動きも出始めている<sup>77</sup>。政府も全国10の大学でIT技術者を英語で育成する計画 (IT人材育成計画) を行うことを決定している (2004年4月6日)。

農業とも関係が深いバイオテクノロジーに関しては、1994年にはすでにバイオテクノロジー産業育成政策を打ち出していたが、当時の予算は低水準だった。2000年以降大幅に増加し、2005年度にはハノイ州政府が620.5億VNDの資金計上を行うまでになった<sup>78</sup>。宇宙開発にも取り組んでおり、2008年4月にはベトナム初の人工衛星 (通信衛星VINASAT-1) が南米フランス領ギアナのクールー宇宙基地で打ち上げられた<sup>79</sup>。

これら活動におけるハイテク技術は主に直接投資によって導入されている<sup>80</sup>。従って知的財産制度整備が外資の直接投資額の増大に貢献することで、イノベーションの促進に大きな貢献がある。Nguyen Phuong Mai<sup>81</sup>は、ベトナムの知的財産制度導入が経済成長に寄与するかどうかを統計データから分析しており、R&D投資やGDPをコントロールした回帰分析を用いて、知財制度改正が知財活動活性化の主たる要因であることを示そうとしたが、その因果関係は必ずしもクリアではなかった。しかし個々のケースを見ると商標や意匠の保護の重要性は明らかであるとしている。知的財産権侵害事件は当初、ホンダのバイクなど外国企業の模倣品の事件が多かったが、ベトナム国内企業同士の権利侵害事件も起こっている。日本でも販売されているベトナムのハンモックメーカーDuy Loi

社は、2006年ホーチミン市の人民裁判所に対して、Truong Tho社を相手どって訴訟を提起し調停が行なわれた結果、Duy Loi社の有する意匠を侵害したハンモックの製造が中止されることで決着した。このDuy Loi社は、この後ベトナム国外においても知的財産権の主張を行い、日本でも訴訟を起こしている。日本でもDuy Loi社の権利が認められたことで、同社は日本で勝訴した初のベトナム企業となった（このような事例は、知的財産の啓発の際に、自らの権利を守るために知的財産保護を重視しなければならない例としてしばしば引き合いに出されている）。

一方ハイテクの知識源として重要な大学や公的研究機関の技術移転にも知的財産を介した仕組みを導入しようとする動きがある。ベトナムには現在200を超える大学やカレッジがあり、百数十万人の学生と5万人以上の教員を擁している<sup>82</sup>。しかしベトナムの研究機関は、かつては商業化にかかわることが許されていなかった（Civil Code article 789）。1992年のデクレNo35により公的研究機関が初めて商業化に従事することを認め、さらにデクレNo115/2005/ND-CP（2005）がはじめて大学が科学技術研究や技術移転から収入を得ることを認めたことで、これらの知的財産に関する活動を公式化することの基盤が整った<sup>83</sup>。

しかしベトナムの大学や公的研究機関の特許出願は未だそれほど盛んではない。2006年時点でハノイ農業大学などごく少数の大学や、特許申請を行うことが目的となっているプログラムなどで特許出願があったが、これを公式に取り扱うシステムは確立していない。ほとんどの研究機関で研究者個人が特許を取り扱い、交渉も自分で行っているのが現状である。VAST（Vietnam Academe of Science & Technology）は20以上の特許を登録しているような機関もあるが、ここでも特許に関する

公式な方針がないという。一方でベトナム政府は2010年まで20%、2015年まで15%、中央政府からのファンディングを減らす計画で、そのかわり地方政府や国際機関から研究資金の調達を促す方針であり、その結果として別途の収入を期待できる特許等を介した技術移転への取り組みの機運も高まってきている。

ホーチミン工科大学などの有力工学系大学では、数多くのエクステンションプロジェクトによって毎年1億円程度の技術移転収入があるとしている<sup>84</sup>。ただしこの場合の技術移転は、教育を通じた社会人への技術移転が含まれていることに留意すべきで、具体的には①社会人の再教育、②教育のためのハードウェアの提供、③機関としてコンサルの斡旋などが主である。大学機関としては、このような活動を通じて企業から収入が得られるので、教員が企業と連携した研究活動により多く従事するようなインセンティブを設けたいと考えている。しかし教員が自分で私的活動としてコンサルを行うことを規制することはできないため、より魅力のある条件で大学機関が斡旋しようとしているという<sup>85</sup>。つまり大学が機関として契約研究をやることの最大の障害は、教員が私的に兼業したりコンサルしたりすることであるという。スタートアップベンチャーでも血縁関係者を社長にすえて事業をするなどの例は多いが、これを規制することはできない。大学の給与が不足していることが一因であるが、このような結果、企業との連携が公式ルートと非公式ルートに分かれ、お互いに競争して行われていることになる。このような形で企業との連携を実施せざるを得ないのは、教員が創造した知的財産について機関帰属とする仕組みが機能していないことが問題であると認識され始めている。たとえばハノイ自然科学大学の副学長は国費原資のプログラムの技術移転の経験があり、

大学として知財の制度が整備されていない問題点は把握しているので、知的財産を介した産学連携に変えていくことを検討していると述べている<sup>86</sup>。

このような認識は、欧米や日本に留学した経験のある教員中心に広まっており、大学技術移転オフィスの設置なども検討が始まっている。

ベトナムの企業や大学、研究機関がその能力を生かし、適切に知的財産制度を活用してイノベーションに貢献できるようにするためには、企業や大学における知的財産に従事する人材の育成と一般に対する知的財産保護の重要性に関する啓発が必要であると考えられはじめていて、さまざまなプログラムが検討されている。これらは WIPO や外国機関の支援を受けたものも多いが、プログラム開発においては NOIP が中心的な役割を果たしており、受講生も徐々に増加している<sup>87</sup>。例えばホーチミン市と知的財産関連機関（Viet Nam Intellectual Property Research Institute）と共同で 2008 年約半年間で実施した Intellectual Asset Manager Training Program では、55 人の参加者があった。一方民間の知財関連機関や知財関係専門職事務所は予算や人材の不足でこのような教育には貢献できていないが、その必要性は認識されている<sup>88</sup>。これらのプログラムの内容は、日本で教育に用いられているメニューとほぼ同じであり、まだベトナムの実情に合わせた内容とは言えない面がある。

#### 4. 結言

ベトナム現代史の権威である古田元夫は、ベトナムにおける近代国民国家の形成・発達の過程を、国家と社会というキーワードを用いて論じている<sup>89</sup>。ドイモイ開始以前は、国家が社会を包摂しようとして果たせなかった時期であり、続くドイモイ開始以来今日までの時期には、国家は社会との共存

を志向しているとする。現在は完全には包摂し切れない社会に追従する国家ではなく、社会の活力を有効に組織する強い国家の形成・発達を進めているとする<sup>90</sup>。

ベトナムの知的財産制度は、発明報償の規定（利益の 10 パーセント、ライセンス金額の 15 パーセントの支払い義務付け）などには特徴もあるが、概ね日本法と類似の制度をとっている。しかしその制度の運用に関しては、必ずしも日本や欧米と同じにしようとしても、円滑に機能するとは限らない。知的財産制度の運用も、ベトナムの社会が本来保有する特性と折り合い、あるいはそこに存在する活力を生かすものでなくてはならない。例えば大学や公的研究機関が関与するイノベーションシステムにおいては「公式ルートと非公式ルートに分かれ、お互いに競争して行われている」状況が見られた。非公式ルートを介する社会との連携が決して希薄ではないとすれば、すべてを一つのスキームで直ちに公式化できるとは思われない。このような非公式の関係性は米国では厳密に制御されており（利益相反管理）、日本の産学連携でも透明性の担保から、より公式化の方向に向かうように努めたことで成果をあげた一方、かつての非公式ルートに存在した企業との自由な連携の活力を歪めてしまった可能性もある<sup>91</sup>。そのような歪みを避けるためには、ベトナムでは米国や日本とは異なる大学と社会の関係の特徴が反映された知的財産制度の運用が行われても良い。この点は特許に限らずベトナムの知的財産制度全般にいえることである。

本稿の冒頭で「発展途上国がどの程度知的財産の保護を強化するかは、国際的な枠組みの中で考えられるべきであると同時に、その国家自身のイノベーションにどの程度貢献するのかといった観点からも検討されるべきである。」と述べた。欧米

との国際関係や、ベトナムにとってライバルとなる中国の保護水準と比較されることも考慮しつつ、ベトナムのイノベーションに資する知的財産制度と運用を考えることは重要である。この際に、ベトナム社会の活力を一層生かすために、どの部分を重視するのかといった戦略的な取り組みが重要である。日本には、そのようなベトナムのイノベーションシステムに貢献する知的財産制度の確立と運用が可能になるよう、質の高い支援が期待される。

### 注)

- 1 外務省<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html>
- 2 中国ネクストワンとしてのベトナム, 2008.12, 三菱UFJビジネススクエア (三菱UFJリサーチコンサルティング)
- 3 Comment made by the National Assembly Committee for External Affairs at the sixth plenary session held in Hanoi on May 11. <http://www.mofa.gov.vn/vnemb.jp/nr070521170205/>
- 4 ジェトロ[http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/basic\\_01より](http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/basic_01より)
- 5 ジェトロ海外情報ファイル“JETRO-FILE”
- 6 米国発金融危機の経済・ビジネスへの影響 (2008年12月) ジェトロ調査レポート <http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/reports/05001621>
- 7 2008年10月01日ズン首相の各関係機関, 経済専門定例会議での発言など
- 8 原田輝彦「ベトナム私法整備の経緯と日本支援の役割—社会的共通資本としての法学の視点から—」経済経営研究, Vol. 26 No. 5 2006年3月日本政策投資銀行設備投資研究所
- 9 佐藤恵太「ベトナム社会主義共和国における知的財産法性の発展と日本の支援」知的財産法の理論と現代的課題—中山信弘先生還暦記念論文集2005年12月刊636ページ
- 10 ベトナム知的財産権情報活用プロジェクト, 岩崎嘉章 (チーフアドバイザー) からの提供情報
- 11 Phillips Ormonde Fitzpatrickのウェブページ IP Organisersに掲載されている事務所数は52 (<http://www.ipmenu.com/ipfirms/vietnam.htm>)
- 12 Nguyen Nguyet Dzung, Vietnam patent law substantive law provisions and existing uncertainties, Chicago-Kent Journal of Intellectual Property 6 Chi.-Kent J. 1 13n8t ell. Prop. 138
- 13 模倣品等取締りのための国際協力に関する調査研究報告書平成17年3月 社団法人 日本国際知的財産保護協会AIPPI・JAPAN (2005)
- 14 Wolfgang E. Siebeck, editor with Robert E. Evenson, William Lesser, and Carlos A. Primo Braga, WDP-1 121 12 ~ World Bank Discussion Papers, Strengthening Protection of Intellectual Property in Developing Countries
- 15 Reichman, Jerome H. and Maskus, Keith E. The Globalization of Private Knowledge Goods and the Privatization of Global Public Goods. Journal of International Economic Law, 7 (2). pp. 279-320. (2004)
- 16 知財法58条 (1) (2)
- 17 新知財法59条
- 18 Nguyen Nguyet Dzung, Vietnam patent law substantive law provisions and existing uncertainties, Chicago-Kent Journal of Intellectual Property
- 19 新知財法86条 (1)
- 20 新知財法86条 (2)
- 21 新知財法86条 (3)
- 22 新知財法135条
- 23 新知財法60条~62条
- 24 新知財法101条, 102条, Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007 Section 2. 23
- 25 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007 25.5.
- 26 新知財法60条
- 27 新知財法91条
- 28 新知財法120条, Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007 25.5.
- 29 新知財法119条, Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 13.3
- 30 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 9.2, 15.7a(i)
- 31 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 11
- 32 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 14.2, Update March 2008 on IP law and Practice in Vietnam By Nguen Viet Thang & THIEU Hai Yen
- 33 新知財法113条, Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 25.1
- 34 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 15.2
- 35 新知財法112条, Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 6
- 36 新知財法93条 (2)
- 37 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 20.4.a/
- 38 新知財法7条 (3)
- 39 新知財法72条, Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 39.2 a, b(i)(ii)
- 40 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 39.2 b(iii)
- 41 新知財法87条
- 42 新知財法73条
- 43 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 39.3, 39.4
- 44 2008 Asian Patent Attorneys Association 55<sup>th</sup> Council Meeting in Singapore trademark committee meeting by Le Dang Tho
- 45 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 39.8
- 46 新知財法74条2 (h)
- 47 新知財法105条 (3)
- 48 新知財法105条 (2)
- 49 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 37.4 (d)
- 50 新知財法105条 (2)

- 51 新知財法4条 (19), Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 37.4 (b)
- 52 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 17.1
- 53 新知財法93条 (6)
- 54 新知財法124条 (5)
- 55 新知財法136条 (2), 95条
- 56 新知財法4条 (20)
- 57 Decree No.103/2006/ND-CP of September 22, 2006 Section 6.1, Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 1.5
- 58 Decree No.103/2006/ND-CP of September 22, 2006 Section 6.1, Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 1.5
- 59 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 42.3
- 60 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 42.4
- 61 新知財法74条 (i)
- 62 新知財法129条
- 63 模倣対策マニュアル ベトナム編 付属資料9 2007年3月 JETRO発行
- 64 Nice & Clean: Saigon Cosmetics Corporation [http://www.wipo.int/sme/en/case\\_studies/saigon\\_cosmetics.htm](http://www.wipo.int/sme/en/case_studies/saigon_cosmetics.htm)
- 65 Case No.1 /2005. Case No. 2/2005 Justice Committee of SPC. Thanh Nam Cosmetic Production Facility v. Chairman of the People's Committee of Ho Chi Minh City
- 66 新知財法4条 (17)
- 67 新知財法87条 (3),
- 68 規約については新知財法105条 (4) , Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 37.6に規定されている。
- 69 新知財法95条 (dd)
- 70 新知財法4条 (18)
- 71 Circular No.01/2007/TT-BKHCN of February 14, 2007. 37.4 (c)
- 72 新知財法200条
- 73 新知財法208条
- 74 JICAベトナム知的財産権情報活用プロジェクト (UTIPINFO) [>>](http://project.jica.go.jp/vietnam/0275139E0/news.php?itemid=4747)
- 75 [http://203.162.131.203/IPDL\\_EXT/WEBUI/WSearchPAT.php](http://203.162.131.203/IPDL_EXT/WEBUI/WSearchPAT.php)
- 76 Annual report, 2000 – 2002, Ministry of Science and Technology of Vietnam, National Institute for Science and Technology, Policy and Strategy Studies (NISTPASS) <http://www.nistpass.gov.vn/eng/Tiengviet/Doc/AR/Annual%20Report%202000-2002.pdf>
- 77 TMA Solutions Chairman のDr. Nguyen Huu Leへのヒアリング (TMA <http://www.tmasolutions.com/>)
- 78 ジェトロホーチミン事務所 ベトナムの科学技術 (2005・8) No473
- 79 <http://english.vietnamnet.vn/tech/2008/12/819856/>
- 80 Dang Duy Think “The role of foreign investment for innovation and technology transfer in Vietnam”8th ASEAN Science and Technology Week, Scientific and Technical Conference, July 3-4, 2008, Hotel Sofitel, Manila
- 81 Nguyen Phuong Mai, et.al. Impact of the Intellectual Property System on Economic Growth, County report – Vietnam, WIPO-UNU Joint Research Project, Sep. 2007
- 82 特許庁委託 平成19年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業, 各国における意匠権侵害に対する行政・刑事・民事救済制度とその運用に関する状況調査研究報告書, 平成20年3月, 社団法人 日本国際知的財産保護協会, AIPPI・JAPAN
- 83 Laurel Kilgour, Building Intellectual Property Management Capacity in Public Research Institutions in Vietnam: Current Needs and Future Directions, MINN. J.L. SCI. & TECH.9(1) 317-368 (2008).
- 84 Nguyen Tan Tien, R&D and International Relations Office, HCMUT, Current Situation of IP Problems in HCMUT, 日本知財学会年次学術大会 (2007), アジアセッション講演から
- 85 Center for Research & Technology Transfer, Univ. of Technical EducationのProf.Dr.Thai Ba Can, Rector, M.E.Tran Van Dung, Deputy Director, Dr. Bui Tuyen, Directorへのインタビュー (2006年9月実施)
- 86 ホーチミンのThe Univ. of Natural Sciencesの副学長 Dr. Dong Thi Bich Thuy, Associate Professor, Vice Rector, for International Relations & IT Programsらへのインタビューによる (2006年9月実施)。
- 87 Dao Minh Duc, Intellectual Asset Manager Training Program for TLOs, Incubators, R&D Institutions and SMEs in HCMC, The International Conference on Intellectual Property HCMUT october 3-4, 2008 予稿集より
- 88 Thi Van Nguyen, Education on Intellectual Property and practical issue in Vietnam” Deputy Director, HCMC office, IP Manager, VISIONの講演から The International Conference on Intellectual Property HCMUT October 3-4, 2008
- 89 古田元夫 [1996] 『ベトナムの現在』 講談社。
- 90 竹内郁雄, ドイモイ下ベトナムにおける「共同体」の存在と役割および「政府」の失敗—経済開発論的アプローチからみた“国家”と“社会”との関係—, 寺本実編「ドイモイ下ベトナムの『国家と社会』」調査研究報告書, 第4章, アジア経済研究所 2007年
- 91 産学連携データの分析結果は, 大学の知財管理強化によって, 大企業との共同研究の公式化が妨げられ, 一部が寄附金による研究に移行している傾向が示されている。Tom Jiao, “The Influence of University's IP Management on Industry-funded Collaborative Research after Privatization of Japanese National University: FY2005-2007”東京大学工学系研究科技術経営戦略学専攻 修士論文, 指導教員, 渡部俊也 (2009)